

マンション管理業者変更届出等に要する書類一覧

変更事項		規則第56条1項	法第45条第2項	規則第53条2号	規則第53条第1項3号	規則第53条第1項4号	規則第53条第1項6号	添付資料
		様式第13号	誓約書 様式第12号 添付書類(1)	専任の管理業務主任者 設置証明書 様式第12号 添付書類(3)	登記されていないことの 証明書 (法務局発行)	身分証明書 (本籍地市町村発行)	略歴書 様式第12号 添付書類(5)	登記簿謄本(※1) (個人は住民票)
1	商号、名称又は氏名及び住所	○ (第一面、第四面)	×	×	×	×	×	○ (個人は住民票)
2	事務所	○ (第一面、第四面)	×	×	×	×	×	○ (登記事務所の場合)
3	役員(代表者の場合)	○ (第一面)	○	×	○	○	○	○
	退任のみ	○ (第一面)	×	×	×	×	×	○
4	役員(代表者以外の場合)	○ (第一面、第三面)	○	×	○※2	○※2	○※2	○
	退任のみ	○ (第一面、第三面)	×	×	×	×	×	○
5	法定代理人	○ (第一面、第二面)	○	×	○	○	○	×
	退任のみ又は住所変更	○ (第一面、第二面)	×	×	×	×	×	×
6	専任の管理業務主任者	○ (第一面、第五面)	×	○	○	○	○	×
	退任のみ	○ (第一面、第五面)	×	○	×	×	×	×
廃止等の届出 様式第14号		○ マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号に定める者は、その日(1.にあってはその事実を知った日)から <u>30日以内に</u> 届出が必要です。(法第50条) 1.死亡した場合:その相続人(死亡が確認できる書面) 2.法人が合併により消滅した場合:その法人を代表する役員であった者(商業登記簿等) 3.破産した場合:その破産管財人(商業登記簿等) 4.法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合:その清算人(商業登記簿等) 5.マンション管理業を廃止した場合:マンション管理業者であった個人又はマンション管理業者であった法人を代表する役員						

※1 履歴事項証明書(就任のみの場合は現在事項証明書でも可)←変更の事実・日付が確認できるもの

※2 役職のみの変更の場合も必要です。

※ 複数の変更事項が生ずる場合(例:事務所を新設し、新たに専任の管理業務主任者を当該事務所に設置することとなった。(2及び5に該当))には、それぞれに該当する書類が必要ですのでご注意下さい。

※ 出向社員の場合は、出向元が証明した出向であることを証明できる書類が必要(「出向辞令」「現在の出勤簿」等)

※ 身分証明書、登記されていない証明書、法人登記簿は原本

※ 変更があった日より、30日以内に提出してください。(法48条1項)

※ 提出先:〒900-0006 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 鑑定評価指導係